

八幡平市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査(平成30年10月実施分)の結果を、同条第9項の規定により公表する。

平成30年11月29日

八幡平市監査委員 村山 巧
八幡平市監査委員 井上 辰男

記

第1 監査の執行日時、対象及び場所等

期 日	対象課等	時 間	場 所
平成30年 10月10日	企 画 財 政 課	10:00 ~ 12:00	委員会室
	総 務 課 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	13:15 ~ 16:30	
10月11日	防 災 安 全 課	10:00 ~ 12:00	議会議事堂 理事者控室
	市 民 課 清 掃 セ ン タ ー	13:15 ~ 16:30	
10月12日	税 務 課	10:00 ~ 12:00	
	地 域 振 興 課	13:15 ~ 16:30	

第2 監査執行者

監査委員 村山 巧
監査委員 井上 辰男

第3 監査の主眼

財務に関する事務事業の執行及び事業の管理が適切に行われているかを主眼とした。また合規性に加えて、合理性、妥当性の視点からも監査を実施した。

なお、監査の実施にあたっては、八幡平市監査基準及び当年度の監査方針に基づき監査を行った。

第4 監査の方法

平成 30 年度における財務実務、事業の実施状況及び管理状況について、あらかじめ調書の提出を求めたうえで、所定の調書に基づき各所属長等から説明を聴取するとともに、併せて既に実施した例月現金出納検査の結果等を踏まえて、抽出調査の方法も併用し、関係書類を調査する監査の方法とした。

なお、各課等に事前に提出を求めた調書は次のとおりである。

(各課等)

事務事業の概要及び予算執行状況（歳入・歳出）、業務委託契約（随意契約）の状況、工事契約（随意契約）の状況、負担金・補助及び交付金の交付状況、徴収金に関する調べ（指定債権のみ）、財産管理の状況（公有財産等の管理状況・未登記状況調書（土地））、職務に関連した現金等及び団体事務局の取り扱い状況、コンプライアンスの取組状況、年間スケジュール表

第5 監査の結果

監査の結果、各課等の一部の事務処理について、以下に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。その他、監査時に認められた軽易な事項については、その都度担当職員に対して改善検討を要望した。

なお、指摘事項については、改善措置を講じたのち、その内容を速やかに監査委員に報告するものとする。

(1) 共通

① 契約書等における「甲」・「乙」の呼称見直しへの対応について【意見又は留意事項】

総務課(契約係)は、平成 28 年 4 月 20 日付けで、庁内掲示板に、『工事請負契約約款については、国の改正(優・劣の印象回避の観点)に伴い、既に、「甲」・「乙」の略称表記を廃止しているが、今後、業務等における契約書等についても、「甲」を「発注者」、「乙」を「受注者」と表記することで統一する。』旨の文書を掲載している。しかしながら、今回の定期監査において、「甲」・「乙」の表記で作成されている契約書が少なからず見受けられた。実態として、呼称見直しの指示が周知・徹底されていない状況なので、総務課として、改めて、各所属長に対して文書で通知し、全庁的に統一を図るべきである。

(2) 企画財政課

① 業務委託契約書に記載の完了検査の実施時期について【意見又は留意事項】

平成 30 年度の「お試し居住に係るプロモーション等業務」及び「八幡平市ふるさと納税 PR 視察体験プログラム企画運営業務」の委託契約書について、委託業務完了後の確認検査の実施時期を、正しくは、「通知を受けた日から 10 日以内」とすべきところを、「14 日以内」と、間違った表記にしているので、条文を改めたうえで、検査を適切に実施するとともに業務の適正な執行に努められたい。

② 履行報告（業務実績）書の代替え見なし処理について【意見又は留意事項】

平成 30 年度の「八幡平市ふるさと応援寄附金事務代行業務」について、委託契約書には、「毎月 1 日から末日までの業務に係る履行実績（業務実績）を翌月 15 日までに書面でもって報告する」と記載しているにもかかわらず、履行報告書は市に提出されておらず、支払請求書を履行報告書の代替えと見なしして処理されている。また、委託契約書には、提出を求める履行報告書が様式として定められていないほか、市による受託者への督促もされていない。一方の仕様書には、「委託料の請求は、報告する業務実績に基づいて算出」と記載されており、論理

的に明らかに矛盾しているので、改めて、履行報告書の様式を定めて受託者に通知し、適期・適切に報告するよう指導するとともに、業務の適正な執行と併せて組織内のチェック機能の強化に努められたい。

③ 補助対象者としての資格要件の確認について【注意事項】

平成 30 年度の「八幡平市産学共同研究事業費補助金」について、当該事業費補助金交付要綱第 3 条第 2 号には、補助金交付の資格要件として、「納期の到来した市税を完納している者」とあるが、事前の書類審査において、補助対象者の市税の納税状況を確認しないままに、補助対象者として認定し、事業を実施している。資格要件の確認行為は、補助金交付要綱で定めており、これを怠って事業を進めることはできないので、改めて、補助事業者に対して納税証明書の提出を求め、資格要件具備の是非を確認したうえで、適切に事業を推進するとともに、決裁権者も含めて、組織内のチェック機能の強化に努めること。

(3) 総務課

① 業務委託に係る検収の際の契約相手方の立会省略について【注意事項】

平成 30 年度の「旧松尾総合支所庁舎機械警備業務」及び「北森駅自由通路清掃業務」並びに「電話交換業務」について、毎月行う検収等の際、契約の相手方を立会させないで出来形検査を実施している。総務課は、立会省略の根拠として、「八幡平市契約規則第 30 条第 4 項のただし書」の規定を挙げている。当該条項には、「検査職員は、検査又は検収(以下「検査」という。)の実施に当たっては、契約の相手方又はその代理人を立ち合わせなければならない。ただし、契約の性質又は目的により契約の相手方又はその代理人を立ち合わせることが困難と認められるときは、この限りではない。」とあり、その条項解説には、『第 4 項ただし書きの適用については、「運用指針 6」により実施しなければならない。』と記載されている。そして、「運用指針 6」には、『「契約の性質又は目的により契約の相手方又はその代理人を立ち合わせることが困難と認められるとき」とは、「工事又は製造その他についての請負契約及び物件の買入契約以外の契約を締結したときとする。』』とある。

また、同課は、「立会が困難と認められるとき」の解釈として、『当該 3 件の委託業務は、「請負」ではなく、「準委任」の「役務の提供」に相当する』としたうえで、その理由を、『「請負」は、「仕事の完成」を目的としており、「準委任」は、「事務の処理」を目的としていることから、受託者の義務として「請負(仕事の完成)」という性格より、「準委任」の「善良な管理者の注意をもって事務を処理する義務(善管注意義務)が馴染む』』と判断した、とし、併せて、「準委任」について、『民法第 656 条に「法律行為でない事務の委託について準用」と規定しているので、当該 3 件の委託業務は、法律行為でない事務の委託」であり、従って、これらの業務は「役務の提供」であるが故に、「立会が困難と認められるときと判断した』』としている。

しかし、当該委託業務の「機械警備」・「清掃」・「電話交換」は、いずれも「運用指針 6」に記載の「その他についての請負契約」に該当するものであり、除外規定は適用されないものと思慮される。

同課は、『これらの業務は、「請負ではなく役務の提供」であり、かつ「事務処理を目的としたもの」で、民法第 656 条の「法律行為でない事務の委託」である』と説明しているが、当該委託業務 3 件の業務内容は、地方自治法でいう「住民の福祉の増進」及び「公共財産の適正な管理」に該当すると考えられることから、「法律行為でない事務の委託」には当たらないと思慮される。一方、地方自治法第 2 条第 2 項には、「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされているものを処理する。」と記載されているとおり、市が行う行政事務は、須らく法律または法律に裏打ちされた政令に基づくものである、との解釈に立てば、「法律行為でない事務の委託」との考え方との間に矛盾があることは否定できない。

また、地方自治法第 234 条の 2 には、「契約の履行の確保」が定められており、これをもとに、「八幡平市契約規則第 30 条」において、「出来形検査の方法」として、「契約相手方の協力

と検査の立会」について規定している。

従って、今後における当該委託業務3件の出来形検査に当たっては、委託相手方の立会のもとに実施することが適当であると判断するのが合理的である。

いずれにしても、発注の仕方として、委託業務の適正な履行そのものを相手方の善意に期待する消極的な考え方ではなく、地方自治体として、地方自治法及び政令・規則等の定めに基づいた厳正、かつ適正な運用を図る必要がある。

また、「運用指針6」の「立会が困難と認められるとき」等の解釈が曖昧であり、判然としないので、契約担当課でもある総務課において、委託業務内容の具体的例示等による「該当・非該当の区分とすみ分け」を行い、各課等に通知したうえで、全庁的にその解釈・判断が統一され、委託業務及びその出来形検査が適正に実施されるよう努められたい。

(4) 防災安全課

① 補助金交付申請書の所定以外様式の使用について【意見又は留意事項】

平成30年度の「八幡平市婦人消防協力隊事業費補助金」の交付申請書は、平成30年7月2日付けで補助事業者から市に提出されているが、申請書の様式が、当該事業の補助金交付要綱(平成30年5月31日から施行)で定められた様式と異なっているので、所定の様式に改めるとともに、決裁権者も含めて、組織内のチェック機能の強化に努められたい。

② 課内設置補助団体事務局として使用する回議用紙等について【注意事項】

防災安全課内に八幡平市防犯協会の事務局が置かれており、その事務を同課員が併任の形で行っているが、防犯協会の担当者の立場で起案され、決裁されている回議用紙を見ると、起案用紙を防犯協会用に修正せずに、市の様式をそのまま使用しているため、決裁欄は、「係長」、「課長」、「課長補佐」、「副市長」、「市長」のままで、このラインで決裁がなされている。この場合は、防犯協会用務としての起案・決裁処理なので、決裁欄には、市の職名ではなく、防犯協会の事務局としての職名(事務局員、事務局長等)を記載すべきであり、決裁権者を市長ではなく防犯協会会長と表記する必要がある。また、双方の書類が、同じ綴りの中に混然一体となって綴じられているため、どの書類がどちらのものなのか識別し難いので、別々のファイルに綴っておくべきである。人格が異なる市と課内に事務局を置く補助団体等が使用する回議用紙の差別化など、起案・決裁処理等のあり方について、他の同様な団体等の場合も含めて、改善が必要と思われるので、速やかに対応すること。

③ 契約書に添付すべき別紙「仕様書」の未添付について【意見又は留意事項】

平成30年度の「安代地区防災行政無線設備保守点検業務」の委託契約書第1条第2号には「仕様」と記載され、続いて「別紙のとおり」とあるが、当該「別紙」が添付されていない。そもそも、「仕様書」は、受託者が委託業務を適切に遂行する上で、必要不可欠な書類であると思慮されるので、速やかに措置し、適切な業務の推進に努められたい。

④ 随意契約に係る予定価格の限度額表記について【意見又は留意事項】

平成30年度の「消防演習放水訓練玉落し用ワイヤー張り業務」及び「消防演習用取水堰設置撤去業務」について、業務委託契約の施行伺いの際に、随意契約に付する理由として、「執行予定額が80万円未満」と記載されているが、正しくは「50万円未満」であるので、改められたい。なお、それぞれの委託額は共に20万円以下なので、今回の場合は、地方自治法等が定める限度額には抵触していないが、今後においては、総務課の「随意契約のガイドライン」の記載内容等を確認しつつ、適切な契約事務に努められたい。

(5) 市民課

① 見積調書に記載の見積額及び予定価格について【注意事項】

平成30年度の「自動車騒音常時監視業務」及び「公葬地支障木伐採業務」について、見積

調書の下段に注意書きとして、「当該金額の8%に相当する額を当該金額に加算した金額が、法律上の見積額です。」と記載されているにもかかわらず、消費税込みの金額が記載されている。また、「公葬地支障木伐採業務」の見積調書内の予定価格についても、冒頭に「予定価格(税抜)」と表示しながら、同じように消費税込みの金額が記載されているので、是正するとともに、決裁権者も含めて、組織内のチェック機能の強化に努めること。

② パソコンデータの未修正使用による書類の不備について【意見又は留意事項】

平成30年度の「自動車騒音常時監視業務」については、予定価格の積算書に平成29年度と記載されたものや業者提出の参考見積書に年月日が記載されていないものが見受けられたほか、「公葬地支障木伐採業務」については、検収調書に記載の履行年月日が平成29年と間違っていて記載されているものなどが見受けられたので、改められたい。当年度の書類作成の際は、パソコンに保存された前年度等過去のデータを安易に使用するのではなく、数字等をよく確認・吟味したうえで、修正すべき箇所は確実に修正して使用するとともに、決裁権者も含めて、組織内のチェック機能の強化に努められたい。

③ 福祉医療資金借用証書に係る借受者の押印欠落について【注意事項】

平成30年度の福祉医療資金借用証書の中に借受者の押印のないものが見受けられた。債権等の権利義務が発生する民法上の重要書類であることを再認識し、取扱いマニュアル等に従って、適切に処理するとともに、決裁権者を含めて、組織内のチェック機能の強化に努めること。

(6) 税務課

① 見積書の日付未記載について【意見又は留意事項】

平成30年度の「課税資料電子化システムスキャナー制御システム保守業務」について、同年3月28日の受付印が押されている封筒と一緒に綴られている徴収相手方から提出された見積書に日付が記載されていない。見積書は、前年末の予算要求等の際の積算根拠資料とする場合や委託業務等の発注の際にも必要不可欠な書類となるが、それ故に、その信ぴょう性もまた問われることになるので、日付の入っていない不完全な見積書は、契約事務の公文書としてふさわしくないため、今後においては、十分に留意のうえ適切に取り扱われたい。

(7) 地域振興課

① 見積書徴収省略事業の事前手続きについて【注意事項】

平成30年度の「八幡平市芸術祭事業」及び「八幡平市男女共同参画推進事業」について、両事業とも、見積書の徴収を省略して実施されているが、見積書の徴収を省略できる事前の事務手続きとして、八幡平市契約規則運用指針の3には、「見積書の徴収を省略する旨及びその理由並びに予定契約金額の算出根拠を付して決裁権者の決裁を得た時とする。」と記載されているにもかかわらず、両事業とも、施行伺いの際に、当該指針で定めた内部決裁を得ずに実施されている。事業実施の際は、関係例規を確認するなど、適切な業務の推進に努めること。

② 芸術祭事業の予算執行方法について【意見又は留意事項】

現在、芸術祭事業は、市が同事業実行委員会と業務委託契約を締結して実施しており、地域振興課内に置かれた同委員会の事務局の中で、同課員が併任の形で同委員会の業務を担当している。委託料に併任職員の人件費が含まれていないことは当然として、課内設置の実行委員会に委託料を支出する市職員としての通常の委託関連業務と、その委託料を丸抱えにした形で併任職員が行う実行委員会としての事業の実施形態は、客観的に見て、委託者と受託者の関係において、分かりにくい部分があるので、例えば、同課で実施している八幡平市スキー大会実行委員会による補助事業のようなスキームで実施できないか、検討されたい。

③ 自治会活動費補助金について【意見又は留意事項】

安比高原自治会から提出された平成 30 年度の「自治会活動費補助金交付申請書」に添付されている収支予算書に記載の収入の部と支出の部の合計額が、当年度及び前年度実績ともに合致していない。これらの書類が市に提出された際は、内容を鵜呑みにすることなく、よく吟味し、記載不備があった場合は、直ちに書類の差し戻しを行うなど、自らのチェック機能の向上と併せて、補助金の適正な執行に努めるとともに、当該書類については、同自治会に差し戻して、正しい書類を再提出するよう指導されたい。